

駐車監視員活動ガイドライン

【大崎 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道1号	桜田通り～第二京浜	東五反田4-5先	西五反田8-12先	9-22	
2		山手通り	大崎1-15先居木橋交差点	西五反田4-1先	9-22	
3	主要地方道317号	新ハッ山橋通り	西五反田8-9先中原口交差点	東五反田1-25先	9-22	
			東五反田3-20先	東五反田3-21先		
4	主要地方道312号	目黒通り	上大崎4-1先	上大崎3-5先上大崎交差点	9-22	
5		目黒バイパス	上大崎2-24先	上大崎2-10先	9-22	
6	主要地方道2号	中原街道	西五反田6-23先桐ヶ谷交差点	西五反田8-9先中原口交差点	9-22	
7	都道	白金五反田線	西五反田5-4先大崎郵便局前交差点	西五反田8-12先	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道	白金五反田線	上大崎3-5先上大崎交差点	西五反田5-4先大崎郵便局前交差点	9-19	
2	区道	かむろ坂通り	西五反田4-3先かむろ坂交差点	西五反田4-23先	8-20	
3	区道	JR大崎駅西口の通り	大崎3-5先	大崎2-12先百反通り	9-22	
4	区道	花房山通り	上大崎3-1先目黒通り	東五反田5-27先桜田通り	9-19	
5	区道	ONC通り	JR大崎駅東口大崎ゲートシティ、大崎ニューシティ周辺道路		8-20	
6	区道	大崎第一地域センター周辺道路	西五反田3-3先	西五反田3-6先	8-20	
			西五反田3-1及び2先	西五反田3-6先(目黒川まで)		

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(桜田通り～第二京浜、山手通り、新八ッ山橋通り、目黒通り、目黒バイパス)周辺	9-22	
2	JR五反田駅周辺	9-22	
3	西五反田7丁目地区	9-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR目黒駅周辺	9-22	
2	大崎駅周辺	9-22	
3	第一日野小学校周辺	9-22	
4	第三日野小学校周辺	9-22	
5	第四日野小学校周辺	9-22	
6	芳水小学校周辺	9-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR五反田駅周辺	9-20	